

寒河江市議会議長交際費支出基準

1 趣旨

この基準は、寒河江市議会議長（以下「議長」という。）が議会を代表して交際するために要する経費（以下「議長交際費」という。）の支出について、必要な事項を定めるものとする。

2 議長交際費の支出

議長は、市議会の運営及び市政にとって有益と認めるもの並びに交際上必要と認めるものについて、予算の範囲内で議長交際費を支出する。

3 種別及び支出範囲

議長交際費の種別及び支出範囲は、次に掲げるとおりとし、支出にあたっては、社会通念上妥当と認められる額とする。ただし、議長が交際上特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 御祝

総会、大会、式典、行事等に議長が出席する場合に支出する。代理として出席の場合についても、同様とする。

(2) 慶弔等

葬儀における香典、供花等、また、病気、事故等の見舞いについて議会として支出する。

(3) 会費

議長が、各種団体等の主催する祝賀会、総会、懇親会等会費制の各種行事に出席する場合に、会費相当額を支出する。代理出席の場合についても、同様とする。

(4) 記念品・土産等

姉妹都市等からの親善訪問時及び姉妹都市等への親善訪問時の記念品・土産、行政視察訪問先への土産、その他、議長が特に交際上必要と認められた場合の贈答品に関して、その実費相当額を支出する。

(5) その他

前各号に規定するもののほか、議長が特に必要と認める経費

4 議長交際費の不支出

第2条及び前条の規定にかかわらず、政党その他の政治団体、宗教団体等に対するものはこれを支出しない。

5 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項については、議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。